

海岸メンテナンス工事
(西浦排水機場 2 号エンジン更新)

特記仕様書

令和 8 年度

千葉県葛南港湾事務所

第1章 一般事項

第1条 適用

本特記仕様書は、「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書であり、海岸メンテナンス工事（西浦排水機場2号エンジン更新）（以下「本工事」という。）に関し、受注者が守らなければならない事項を特に定めたものである。

1. 本工事の施工にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。なお、図面及び特記仕様書で定めた事項は共通仕様書に優先するものとする。
2. 共通仕様書及び本仕様書に定めが無い場合、以下の基準を適用し、施工すること。
 - (1) 機械工事共通仕様書（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）
 - (2) 機械工事施工管理基準(案)（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）
 - (3) 電気通信設備共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
 - (4) 機械設備工事必携（地方共同法人 日本下水道事業団）
 - (5) 電気設備工事必携（地方共同法人 日本下水道事業団）
 - (6) 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説および揚排水ポンプ設備設計指針(案)同解説(国土交通省総合政策局建設施工企画課監修)
 - (7) 港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局）
 - (8) 日本産業規格（JIS）
 - (9) 千葉県自家用電気工作物保安規程
 - (10) 機械工事塗装要領(案)・同解説（国土交通省総合政策局建設施工企画課）
 - (11) 海岸保全施設の技術上の基準・同解説
 - (12) 津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン
 - (13) 水門・樋門・樋管遠隔監視操作システム技術資料
 - (14) 排水機場等遠隔操作監視設備技術マニュアル(案)
 - (15) ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）
 - (16) 電気事業法
 - (17) 電気設備技術基準
 - (18) 内線規程
 - (19) 電気通信設備施工管理の手引き
 - (20) 電気設備工事監理指針
 - (21) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
 - (22) 日本電気工業会標準規格（JEM）
 - (23) 電気設備指針（千葉県総務部管財課）
 - (24) 河川管理施設等構造令、同施行規則
 - (25) 建築基準法
 - (26) 消防法、同施行令、同施行規則
 - (27) 労働安全衛生法、その他関連法令、条例及び規格

(28) クレーン等安全規則

(29) その他関連法規ならびに基準

第2条 建設副産物

1. 共通事項

(1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」を用いて登録・作成しなければならない。「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出量の大小及び有無にかかわらず作成する。

(2) 建設副産物の処理に先立ち別紙の「建設副産物処理申請書」により監督員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。

(3) 建設副産物の処分にあっては、排出事業者（元請業者）は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書を監督員に提示すると共に、同契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。

(4) 建設副産物の処理完了後速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督員に2部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督員に提出し、確認を受けること。

(5) 建設廃棄物の処分にあっては、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェストシステム方式による場合は、複写式伝票のA票、B2票及びD票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票（及びE票）の写しを提出すること。また、電子式マニフェスト方式による場合は、廃棄物処理法に基づき指定された団体が発行する、当該工事の電子マニフェスト情報を記録した磁気媒体の提出または、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処理終了時に登録した情報をパソコンにより印字したもの（受渡確認伝票）を提出すること。

2. 建設廃棄物

本工事により発生するコンクリート塊（t）は、船橋市西浦地先、片道運搬距離0.3kmの（株）京葉アスコンに運搬し、処理するものとする。

3. スクラップ

本工事により発生するスクラップは、受注者の責任で処理するものとする。

4. 石綿等

本工事により発生する石綿等は、千葉市緑区大木戸町地先、片道運搬距離35.7kmの（株）城装に運搬し、処理するものとする。

第3条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。
3. 受注者は、工事着手に先立ち、施工計画書及び工程表を監督員に提出し承諾を得るものとする。

第4条 工期

工期は雨天・休日等を見込み、契約日の翌日から810日間とし、期間内に完了するよう努めること。なお休日には、日曜日・祝日・夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含む。

第5条 作業区分

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事

第6条 特許等の使用

受注者が特許権または第三者の権利の対象となるようなものを使用する場合、その使用に関する一切の責任は受注者にあるものとする。

第7条 官公庁手続き及び検査

本製作・据付工事に必要な官公庁等手続き及び検査は請負人が行い、その費用を負担すること。監督員の指示により、各省庁と協議の上怠りないようにすること。尚、その主なものは次のとおりである。

1. 官公署検査
2. その他一切の申請及び検査

第8条 中間検査の対象工事

1. 本工事は、千葉県建設工事検査要綱第4条に規定する中間検査の指定対象工事とし、中間検査を実施する。
中間検査の実施は、中間検査実施細目に基づき検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督員が指定する。
2. 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱および中間検査実施細目の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として中間検査を実施する。

- (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、隔月毎、及び主要工種を考慮し、施工の変化点等で行うが、実施時期は監督員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。
- (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。

第9条 承諾図書

受注者は、使用する主要な機器並びに監督員が指示する部品について、事前に承諾図書を提出し監督員の承諾を得るものとする。なお承諾図書は今後の設備更新工事や維持管理運転等への影響も考慮した上で作成すること。

第10条 異常気象への対応

受注者は、施工途中における安全確保のため、異常気象等に対して安全管理計画を策定すると共に、有事の際には必要な措置を講じなければならない。

波浪、高潮、強風、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報及び各機関の情報等に注意を払い、災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。

- (1) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し作業員を安全な場所に避難させなければならない。
- (2) 異常箇所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のため応急措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。
- (3) 異常気象時には、機場操作が直ちに行えるよう、危機管理対策を策定し施工計画書に含めて提出すること。

第11条 仮設工

本工事に伴う仮設は、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第12条 公共事業労務費調査に対する協力について

1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。
2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなかった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。
3. 公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
4. 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合には、元請負者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が第3項目と同様の義務を

負う旨を定めなければならない。

第 13 条 調査の協力

受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行なう建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。

第 14 条 高等技術・創意工夫・社会性

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出する事が出来る。

第 15 条 提出書類

1. 施工計画書・承諾図等 2 部（正副各 1 部提出し、1 部返却する）
2. その他監督員が必要と認めた書類 1 部
3. 工事完成図書 2 部、工事記録写真 1 部

工事完成図書、工事記録写真は機械工事完成図書作成要領(案)による。

第 16 条 情報共有システムの活用について

1. 原則、当初設計金額 50,000 千円以上の工事については、情報共有システムを活用することとし、受発注者間の協議により利用の可否を決定する。

実施にあたっては「千葉県県土整備部情報システム実施要項」に基づくものとする。

第 17 条 工事製作期間の主任（監理）技術者の専任について

本工事で工場製作のみが行われている期間は、主任（監理）技術者の専任を要しない。
疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

第2章 工事施工

第18条 工事施工範囲と施工条件

1. 施工範囲

本工事は、西浦排水機場に設置されている2号主ポンプ用エンジン設備（原動機、減速機等）の更新を行うものである。

工事対象設備機器を以下に示す。本工事の施工範囲には、各設備の計画設計、製作、工場試験、輸送、据付け、既設撤去、試験調整等の一切を含むものとする。

第4期工事

	装置・機器名称		主要仕様	単位	数量	摘要
1	監視操作制御設備	2号主ポンプ現場盤	屋内閉鎖壁掛型	面	1	撤去・更新
2		コントロールセンタ	屋内閉鎖自立形	式	1	機能増設
3		補助継電器盤	屋内閉鎖自立形	式	1	機能増設
4	主ポンプ駆動設備	2号原動機	立軸4サイクルディーゼル機関 6気筒×1,214kW×1,000min ⁻¹	台	1	撤去・更新
5		2号消音器	φ1,200×L3,800	台	1	撤去・更新
6		2号電動機	巻線形三相誘導電動機 900kW× 6,600V×50Hz×8P×735min ⁻¹	台	1	撤去
7		液体抵抗器	－	式	1	撤去
8		2号減速機	直交軸歯車減速機 1,214kW 1,000/115min ⁻¹ 、1/8.696	台	1	撤去・更新
9	冷却水系統設備	清水冷却器(No.2用)	ヒートパイプ式熱交換器 胴体φ522、冷却管(黄銅管)	台	1	撤去・更新
10		配管・弁類	－	式	1	撤去・更新
11	始動系統設備	配管・弁類	－	式	1	撤去・更新

2. 施工条件

- (1) 施工箇所は供用中の治水施設であるため、施設の運転を極力妨げないよう考慮すること。
- (2) 現場における撤去・据付工事は原則非出水期の施工とすること。
- (3) 施工にあたっての主ポンプの連続排水停止期間は極力短期間とすること。
- (4) 各機器の選定にあたっては、既設機器の特性を考慮し、その性能を充分満足するものであること。

第3章 各機器の設計製作仕様

第19条 各機器の設計製作仕様

各機器の設計製作仕様は次のとおりとする。

(1) 監視制御設備

1) 2号主ポンプ現場盤(更新)

(1) 数量	1面	
(2) 型式	屋内閉鎖壁掛形	
(3) 寸法	W700×D400×H800(参考)	
(4) 盤面取付器具	名称銘板	1式
	開度指示計	1個
	状態故障表示灯	1式
	切換開閉器	2個
	操作開閉器	3個
	表示灯	1式
	押釦スイッチ	2個
	引釦スイッチ	1個
	その他必要なもの	1式
(5) 盤内取付器具	コンセント・スペースヒータ	1式
	その他必要なもの	1式

2) コントロールセンタ機能増設

(1) 機能増設内容

改造ユニット

- ・非可逆回路(3.7kW ELR、THR、CT付) 1台(2号減速機初期潤滑油ポンプ)
ポンプ、電動機更新による整定値変更(6.0A→8.0A)
- ・非可逆回路(1.5kW→2.2kW ELR、THR、CT付) 1台(2号機関初期潤滑油ポンプ)
ポンプ、電動機更新によるMCCB、THR、変流器の交換
- ・コンデンサ 10 μ F 1台 → 15 μ F 1台(2号機関初期潤滑油ポンプ)
コンデンサ交換

(2) 数量 1式

3) 補助継電器盤機能増設

(1) 機能増設内容

2号主ポンプ用原動機更新に伴う機械支給品実装及び制御回路(単独、連動・自動)の変更。

(2) 盤内取付器具 補助継電器類 1式

	機械支給品取付余地	1 式
	その他必要なもの	1 式
(3)数 量	1 式	

(2) 2号主ポンプ駆動設備

1) 原動機 (更新)

(1) 仕 様

数 量	1 台
形 式	立軸 4 サイクル 6 気筒ディーゼル機関
出 力	1,214(kW)相当以上
回 転 速 度	1,000(min ⁻¹)
始 動 方 式	エアモータ始動方式
冷 却 方 式	強制循環冷却方式 (二次冷却方式)
継 手	高弾性継手内蔵
ク ラ ッ チ	減速機持ち
燃 料 種 別	A重油
燃料消費率	0.23(kg/kW・hr)以下
塗装	メーカー標準

(2) 使用材料

エンジン本体	メーカー標準
そ の 他	メーカー標準

(3) 付属品 (数量は、原動機 1 台あたりの数量を示す。)

潤滑油ポンプ	1 式
排気用伸縮継手	1 式
排気管	1 式
計器板	1 式
燃料フィルター	1 式
潤滑油フィルター	1 式
調速ハンドル	1 式
潤滑油手動ウィングポンプ	1 式
清水冷却器	1 式
潤滑油補油口	1 式
膨張タンク (500L)	1 式
機関保護用検出器類	1 式
機関台床	1 式
過給器	1 式

燃料遮断弁	1 式
潤滑油(規定油量)	1 式
基礎ボルト・ナット	1 式
軸継手	1 式
配管材料等	1 式(原動機～清水冷却器間の冷却配管、弁・スイッチ類)
その他必要なもの	1 式

(4) 予備品（数量は、原動機 1 台あたりの数量を示す。）

吸気弁仕組	1 気筒分
排気弁仕組	1 気筒分
ピストンリング仕組	1 気筒分
燃料噴射ポンプ消耗品	1 気筒分
燃料噴射ノズル消耗品	1 気筒分
燃料高圧管仕組み	1 台分
燃料フィルターエレメント	1 台分(ペーパーフィルターの場合)
潤滑油フィルターエレメント	1 台分(ペーパーフィルターの場合)
シリンダヘッドパッキン	1 台分
排気マニホールドガスケット	1 台分
温度計	1 台分
予備品箱	1 式

2) 消音器（更新）

(1) 仕 様

数 量	1 台
形 式	縦置き型消音器
エンジン出力	1, 214 (kW) 相当
騒音レベル	75 (dB (A))
排気管継手	350A、JIS5K
塗装	メーカー標準

(2) 使用材料

材 質	メーカー標準
-----	--------

(3) 付属品（数量は、消音器 1 台あたりの数量を示す。）

フランジ接合材	1 式
アンカーボルト・ナット	1 式
その他必要なもの	1 式

3) 電動機 (撤去)

(1) 仕 様

数	量	1 台
形	式	巻線形三相誘導電動機
出	力	900kW
極	数	8P
回 転 速 度		735min ⁻¹
電	源	6,600V、50Hz

(2) 付属設備

液体抵抗器	1 式
-------	-----

4) 減速機 (更新)

(1) 仕 様

数	量	1 台
形	式	直交軸傘歯車減速機(二段減速機)
伝 達 容 量		1,214(kW) 相当 (1,650PS)
入 力 軸 側		1,000(min ⁻¹)
出 力 軸 側		115(min ⁻¹)
減 速 比		1/8.696
冷 却 方 式		強制循環冷却方式(二次冷却方式)
ク ラ ッ チ		油圧クラッチ付
塗 装		メーカー標準

(2) 使用材質

ケーシング	SS400 同等もしくはそれ以上
歯 車	SCM420 同等もしくはそれ以上
軸	S35C 同等もしくはそれ以上
そ の 他	メーカー標準

(3) 付属品 (数量は、減速機 1 台あたりの数量を示す。)

潤滑装置	1 式
油圧クラッチ	1 式(制御装置含む)
温度計	1 式(接点付、油温計)
温度計	1 式(軸受用)
油面計	1 式
圧力計	1 式(潤滑油)

検流器	1 式(潤滑油用)
圧力スイッチ	1 式(油圧用)
ボルト・ナット	1 式
配管材料	1 式(減速機廻り)
その他必要なもの	1 式

(4) 減速機架台

新製減速機に合わせ減速機架台を新製するものとする。

1) 構造

減速機自重及び運転時重量（潤滑油、スラスト荷重）を支え、十分な剛性と強度を有し、振動に対しても十分な耐力を有する構造とする。

2) 材質

主要部材質 SS400 または SM400

3) 塗装

「機械工事塗装要領（案）・同解説」による。

(3) 配管弁類

配管・弁類は以下の材料を使用するものとする。

冷 却 水 配 管	SUS304
燃 料 配 管	SGP または SUS304
空 気 配 管	C1201 または SUS304
排 気 管	SGP または STPG
小 弁 類	FC、CAC、FCMB、SCS

第 20 条 その他

(1) 動力線及び操作配線の種類は次のとおりとする。

低 圧 用 600V EM-CE ケーブル または EM-CET ケーブル
 信号制御用 CEE、CEE-S ケーブル

配線にあたっては、電線管等を適切に使用し、整然と配線するものとする。

(2) 配線に用いる電線管等は次によるものとする。

屋内露出部分	厚鋼電線管
屋外露出配管及び湿気、水気の多い箇所	厚鋼電線管
地中埋設部分	P E 電線管、エフレックス管

(3) 据付完了後現場にて機器試運転を行い、単体での総合チェックを実施するものとする。

(4) 2 次コンクリートの打設は次のとおりとする。

打設箇所	打 設 箇所数	施工基準 強 度 (N/mm ²)	セメント 種 類	摘 要
主原動機基礎 減速機基礎(付属設 備含む) 清水冷却器基礎 空気槽基礎	1 式	24	高炉セメント	
配管貫通部充填	1 式	24	高炉セメント	排気管

第4章 施 工

第21条 事前調査

受注者は、工事着手に先立ち設備の設置状況、配管配線状況、性能、取り合わせその他についての綿密な調査を行い、十分に実状把握のうえ工事施工しなければならない。

第22条 既設機器との取り合い

1. 本工事の施工対象外となっている機器に及ぼす影響について、事前に十分に把握したうえで、本工事の機器仕様を選定すること。
2. 新設機器と既設機器の接続においては、事前に既設機器の点検等を実施し、異常が認められた場合は、監督員と協議すること。
3. 施工上必要な仮設に用いる配線等については、本工事の範囲内とする。
4. 機器の形状、塗装色については、現場での収まりを十分に考慮するとともに、事前に監督員の承諾を得ること。

第23条 据付

1. 一般事項

据付工事は、各機器の搬入据付・配管・塗装の各工事及び総合試験調整まで含むものとする。工事施工に当たっては、機器の機能を十分発揮できるよう努めること。

2. 機器搬入

検査に合格した機器は、搬入経路を十分調査の上、道路・橋梁・桁下空間等を考慮し、変形・破損がないよう荷造を要するものは荷造を充分にし、輸送しなければならない。

3. 機器据付工事

承認を受けた据付基礎図により、基礎土台に正確に芯出し、水準を出し、据付検査を受けた後、良質なライナー等を用い、機器類を据付けること。基礎用配筋は床版に 差し筋アンカーを打設し、それに結束すること。

又、原則として基礎ボルトは配筋と結束することとする。機器類基礎コンクリート工事、基礎ボルト埋込用孔のコンクリート充填、基礎台モルタル仕上げ、及び壁貫通孔充填等 コンクリート工事一切を施工するものとする。

4. 天井クレーン

施工には天井クレーンを使用することができる。使用にあたっては、有資格者による使用前・使用後の点検結果を提出し、監督員の確認を受けるものとする。なお使用中の事故については一切の責任を受注者が負うものとする。

第24条 ケーブル敷設

低圧ケーブルには、種別、サイズ、行先、施工年月を明記した丸札などをケーブルに取り付けること。

第 25 条 塩害対策

屋外など、塩害の恐れがある箇所で使用する材料等については、塩害に耐性のある材料を用いること。

第 26 条 危機対応

現場施工においては、気象条件（潮位、降雨等）を事前によく把握するとともに、既設機器の停止期間が最小となる様な工程を立てること。

第5章 試験・調整

第27条 一般事項

機器及び材料の製作完了後、工場及び現場において、監督員の立会いのうえ試験及び検査を行う。また、必要なものについては関係官庁の試験及び検査を受けなければならない。

検査は本仕様書、設計図書、承諾図に基づくほかJIS試験のあるものはそれに準拠する。

第28条 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、方法、日程については監督員と協議して決定しなければならない。工場にて行う段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。

- (1) 寸法確認（主ポンプ駆動設備）
- (2) 性能確認（主ポンプ駆動設備）
- (3) 機能確認（主ポンプ駆動設備）
- (4) 耐圧確認（小配管）
- (5) 漏洩確認（小配管）
- (6) 据付確認
- (7) 現地試運転確認

上記の確認時期は次のとおりとする。

項目	実施時期
寸法確認	工場製作完了時
性能確認	工場製作完了時
機能確認	工場製作完了時 据付完了時
耐圧確認	据付完了時（小配管類）
漏洩確認	据付完了時（小配管類）
据付確認	据付完了時
現地試運転確認	据付完了時

2. 受注者は、段階確認実施予定日の前に、自社管理記録を添付し、監督員に段階確認の申請を行わなければならない。なお、段階確認は監督員の都合により書面にて確認する場合もある。

第 29 条 試運転調整

単体試験調整を実施後、出来る限り実運転状態を想定した実負荷試験にて現場総合試運転を行う。試運転調整に際しては、事前に試運転調整に関する施工計画を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する - 対象工種：●●工、■■工 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない